

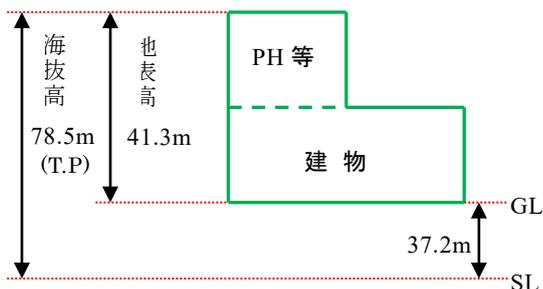
『高層建築物等予定工事届』を提出される方へ

高層建築物等予定工事届			
総務大臣 殿		令和 年 月 日	→ 提出（郵送）する日を記入
		住所 氏名 注①	→ 建築主の住所、氏名を記入 (建築主が法人の場合は商号名、代表者の役職・氏名) 『建築主が複数名の場合』 連名記入等ができないような場合は、建築主の代表者名を記入の上、「 他何社(名) 」とし、「10 その他参考となる事項」欄又は別紙に他の建築主名を記入する。
次のとおり高層建築物等の工事をするので、電波法第百二条の三第一項の規定により、別紙の図面を添えて届けます。			
1	建築主住所氏名 注①	電話	番
2	工事請負人住所氏名 注①	電話	番
3	工事下請人住所氏名 注①	電話	番
4	工事の種類		→ (例) 新築・増築等
5	敷地の位置 (地名・地番)		→ 県名から記入する。
6	高層建築物の最高部の 地表高及び海拔高 注②	地表高 : m (GL) 海拔高 : m (SL)	→ PH、高架水槽、広告塔、エレベーター機械室等屋上突出物（避雷針を除く）を含めた 最高部までの高さ を記入する。
7	高層部分の構造及び主要材料	構造 : 材料 :	→ (例) 鉄筋コンクリート造 (例) アルミハネ貼
8	工事着手予定年月日	令和 年 月 日	
9	工事完了予定年月日	令和 年 月 日	
10	その他参考となる事項		→ (1) 当該高層建築物等の用途及び将来における増築等の計画を記入。 (2) 当該工事に係る事項について、電波法による伝搬障害の防止に関する規則第6条各号のいずれかに規定する処分を受けている場合は、その旨と当該処分の番号及び年月日を記入。 (3) 使用するクレーンの最高部の高さ（アーム等含む） ※クレーンを使用しない場合はその旨記載し、未定の場合、「クレーン使用計画未定」のように記載すること。 (4) 当該届出書に係る担当者及び連絡先（設計事務所等が代理で通知書を受理する場合は、その連絡先を記入。）

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注① 法人にあっては、住所は本社又は主たる事業所の所在地を、氏名は商号又は名称及び代表者役職・氏名を記入する。

注② (例) 地表高 41.3m (GL)、海拔高 78.5m (SL)



注：建設地が傾斜地等の場合、建築物に接している最低の地盤面の GL を記入

【届出書の提出先】

〒380-8795 長野市旭町 1108 番地
信越総合通信局 無線通信課 伝搬障害防止担当
電話 026-234-9978

【制度のご案内】

総務省ホームページ 電波伝搬障害防止制度
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/obstacle/index.htm>

【添付書類】

【お知らせ・お願い】

○ 添付図面

1 工事の規模が確認できる図面（縮尺は適宜）【各1部】

・敷地付近見取図

（方位（真北（TN）を示す方位記号。以下同じ。））、道路及び目標となる地物を明示すること。）

・配置図

（縮尺、方位及び敷地内における位置を明示すること。）

・高層部分の外形を示す立立面図及び平面図

（縮尺、方位、高さ（塔屋を含む最高部の高さ）及び幅を明示すること。）

注1：いずれか1枚の図面に、建物(又は敷地)の任意に設定する基準点位置（世界測地系に基づく東経・北緯（小数点以下1位以上）又はXY座標値）を最低1点明記してください。建物のすべての角のXY座標等を正確に明示いただくと審査期間が短縮できます。

注2：図面は縮尺・寸法の正確なものを使用し、A4サイズの大きさに折りたたんでください。

2 工事の場所が確認できる図面又は資料【1部】

建物(又は敷地)の任意に設定する基準点位置の、世界測地系に基づく東経北緯（小数点以下1位以上）又はXY座標値が確認できる資料。

注：縮尺1/2500白地図*（原本（コピー不可））の場合は、公共測量により、上下・右左辺に緯度経度及びXY座標値が記載されているもの（A0版）とし、建物（敷地）の外周を赤で表記すること。

※白地図の販売担当窓口は、該当する自治体に確認して下さい。

○ 添付書類【工事請負人等が未定の場合】→処分書の写し【1部】

工事請負人等が未定の場合、「電波法による伝搬障害の防止に関する規則」第六条各号のいずれかに規定する処分書の写し（下表のいずれか）

- 1 届出に係る審査期間は3週間です。
なお、審査途中において精密な判定を行う必要から更なる資料の提出等を求めた場合には、この限りではありません。
- 2 提出された図面等については、審査及び判定に使用しますので返却できません。
届出書の控え等が必要な場合は、提出時に控えとする書類を同封して下さい。
受付印を押印してお返しします。
- 3 審査結果については、通知書（A4サイズ1枚～数枚）を郵送しますので、届出時に返信用の封筒（住所・会社名・氏名を記入の上、料金相当額の切手を貼付したもの）を提出して下さい。
なお、上記控等を含めた返送の場合は同封可能な返信用封筒として下さい。
ただし、検討結果によっては来局をお願いする場合がありますのでご了承願います。
- 4 届出書を持参する場合は、白地図はファイルとは別に、筒状に丸めた状態で提出して下さい。

工事請負人住所氏名欄を未定として届出書を提出する場合（工事下請負人住所氏名欄を未定とする場合を含む。）は、工事請負契約の予定年月日を「その他参考となる事項欄」に記載するとともに、次に掲げるいずれかの高層建築物等に係る書類を添付すること。

なお、これら未定の工事請負人等が決まった際は、「高層建築物等工事変更届」の提出が必要となります。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第4号の規定に基づく特定街区の都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (2) 都市計画法第12条の5第3項の規定に基づく再開発等促進区の地区整備計画の決定又は変更の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (3) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条第1項の規定に基づく都市再生特別地区における都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (4) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号の規定に基づく市街地再開発事業の都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第59条の2第1項の規定に基づく許可の通知の写し
- (6) 地方公共団体において定められる中高層建築物紛争予防条例に基づき提出された標識設置届の写し及び当該届出に係る建設用地の案内図の写し又はこれに類するもの

【その他】

「一般社団法人電波産業会」では、伝搬障害防止区域地図の縦覧のほか、高層建築物等と重要無線通信回線との位置関係等のクリアランス計算及びクリアランス投影図作成を有料で行っています。詳しくは以下までお問い合わせください。

一般社団法人電波産業会（利用促進部）東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル11F
電話 03-5510-8591
URL <http://www.arib.or.jp/>

高層建築物等予定工事届

令和 年 月 日

総務大臣 殿

住 所
氏 名

次のとおり高層建築物等の工事をするので、電波法第百二条の三第一項の規定により、別紙の図面を添えて届けます。

1 建築主住所氏名	電話	番
2 工事請負人住所氏名	電話	番
3 工事下請人住所氏名	電話	番
4 工事の種別		
5 敷地の位置（地名・地番）		
6 高層建築物の最後部の 地表高及び海拔高	地表高 : 海拔高 :	m (GL) m (SL)
7 高層部分の構造及び主要材料	構造 : 材料 :	
8 工事着手予定年月日	令和 年 月 日	
9 工事完了予定年月日	令和 年 月 日	
10 その他参考となる事項		

注1 「住所」欄は法人又は団体の場合は、住所は本店又は主たる事務所の所在地を、
「氏名」欄は商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること

注2 「10 その他参考となる事項」欄には、次の事項を含めて記載すること。

- (1) 当該高層建築物等の用途及び将来における増築等の計画
- (2) 当該工事に係る事項につき電波法による伝搬障害の防止に関する規則第6条各号のいずれかに規定する処分を受けている場合は、その旨並びに当該処分の番号及び年月日